訪問介護事業所の運営規程

生活協同組合コープおおいた介護センター

（事業の目的）

第１条　生活協同組合コープおおいたが開設する、コープおおいた介護センター（以下「事業所」という。）で行う指定訪問介護事業及び介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスＡ（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態等にある高齢者に対し、適切な訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスＡを提供することを目的とする。

（訪問介護運営の方針）

第２条　事業所の訪問介護員等は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施にあたっては、生活協同組合としての非営利事業体の特質を生かし、地域社会への貢献をすすめ、介護保険制度の発展に寄与する。

４　前３項のほか、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号。）、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスＡ運営の方針）

第３条　事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

２　事業の実施に当たっては、介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスＡの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を介護予防支援事業者へ報告することとする。

３　事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者の出来る事は利用者が行うことを基本としたサ

ービス提供に努めるものとする。

4　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

1　名称　　生活協同組合コープおおいた介護センター

2　所在地　大分県臼杵市大字江無田２８０－２

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第５条　事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

1　管理者　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

また管理者は事業所の従業者に指定訪問介護等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

2　サービス提供責任者　２名以上　（内管理者兼務１名）

サービス提供責任者は、具体的なサービス内容等を記載した指定訪問介護等計画を作成するとともに、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、指定訪問介護等計画の作成等を行う。

3　訪問介護員等　常勤換算方法で２．５名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1　営業日　　月曜日から土曜日とする（日曜日以外の祝日を含む）。
ただし、１２月３１日～１月３日を除く。

2　営業時間　午前８時３０から午後５時３０分までとする。
ただし、利用者の要請により、営業日以外・営業時間外のサービス提供に応じる。

3　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容）

第７条　訪問介護の内容は次のとおりとする。

1　訪問介護計画の作成

2　身体介護に関する内容

①　食事の介護

②　排泄の介護

③　入浴の介護

④　衣類着脱の介護

⑤　身体の清拭、洗髪

⑥　その他必要な身体介護

3　　生活援助に関する内容

①　調理

②　住居等の清掃

③　衣類の洗濯、補修

④　日常品等の買い物

（介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスＡの内容）

第８条　介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスＡの内容は次のとおりとする。

（１）　介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスＡ計画の作成

（２）　事業対象者、要支援１・２・・・１週に１回程度

（３）　事業対象者、要支援１・２・・・１週に２回程度

（４）　要支援２・・・１週に２回以上

（指定訪問介護等　利用料等）

第９条　　指定訪問介護等を提供した場合の利用料等の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その１割もしくは２割または３割の額とする。

2　　通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業地域を越えた往復距離について、次の計算式によるガソリン代実費を徴収する。

$$\frac{\text{往復走行距離}\quad\times\quad\text{ガソリン１ﾘｯﾄﾙ平均市価}}{\text{９（ガソリン１ﾘｯﾄﾙの平均走行距離）}}$$

3　　指定訪問介護等を利用する利用者がサービスの利用を中止する際は、前日までに連絡を受けた場合は、利用者からのキャンセル料は不要とする。また、当日であっても利用者の様態の急変や入院などの場合、キャンセル料は不要とする。

4　　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、あらかじめ文章で説明した上で、支払いに同意する文章に署名を受けることとする。

5　　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護等に係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（緊急時等における対応）

第１０条　訪問介護員等は、指定訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その事故が発生したときは、速やかに主治医および家族に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

（苦情処理）

第 １１条　　指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するた

めに必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１２条　通常の事業の実施地域は、臼杵市・津久見市の地域とする。

（虐待防止に関する事項）

第１３条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）　その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他の運営についての留意事項）

第１４条　事業所は、従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

①　採用時研修	採用後２ヶ月以内
②　継続研修	必要に応じて随時
③　虐待防止に関する研修	年１回
④　権利擁護に関する研修	年１回
⑤　認知症ケアに関する研修	年１回
⑥　介護予防に関する研修	年１回

2　指定訪問介護等計画の作成にあたっては、その内容について利用者の同意を得るとともに、計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付する。

3　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる

ために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を徹底する。

4　事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

また、当該苦情の内容等を記録する。

5　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族、当該の居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、その事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。

6　事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

7．事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の維持を図るために、その日のサービス提供の前に訪問介護員の健康状態を点検し、サービス提供の可否を決定する。

また、従業者に対して年１回の定期健康診断を実施する.

8．事業所は、指定訪問介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低５年間は、保存するものとする。

9．この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、生活協同組合コープおおいた訪問介護事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は　２０１３年（平成２５年）　４月１日から施行する。
２０１４年（平成２６年）　８月１５日から施行する。
２０１４年（平成２６年）１０月１日から施行する。
２０１５年（平成２７年）　４月１日から施行する。
２０１５年（平成２７年）１０月１日から施行する。
２０１６年（平成２８年）　１月１２日から施行する。
２０１６年（平成２８年）　５月　９日から施行する。
２０１６年（平成２８年）　７月１１日から施行する。
２０１７年（平成２９年）　８月１４日から施行する。
２０１８年（平成３０年）　４月　１日から施行する。
２０１８年（平成３０年）１１月１３日から施行する。
２０１８年（平成３０年）１２月１７日から施行する。
２０１９年（平成３１年）　４月　８日から施行する。
２０１９年（令和　元年）　５月２１日から施行する。
２０１９年（令和　元年）１０月　１日から施行する。
２０２０年（令和　２年）　７月２７日から施行する

以上